

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 浦崎みゆき議員、11番 宮城清政議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長 玉城 勇君 日程第2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員 登壇〕

○10番 浦崎みゆきさん おはようございます。本当に1年早いもので、コロナ禍の中、12月を迎えております。本年最後の質問になりますので、トップバッター、また頑張っていきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは通告書のとおり読み上げて質問いたします。一括質問にて、一括答弁をよろしくお願いたします。大きい1. 政府の経済対策について。(1) 18歳以下の子供1人につき10万円相当の支援について。①事業の目的。②本町の対象人数と世帯数。③スケジュールを伺う。(2) 10万円のうち5万円は現金で残りの5万円は、来春までにクーポンか現金を自治体の実情により、選べるという報道があります。本町の見解をお伺いたします。

大きい2、マイナンバーカードについて。(1) 本町におけるマイナンバーカード普及件数を伺う。(2) マイナポイント事業の現状を伺う。(3) 今後予定のマイナポイント付与事業に対する周知活動を伺う。

大きい3、女性支援について。(1) 子宮頸がんワクチン接種の勧奨について本町の見解を伺う。(2) 産後ケア事業の現状を伺う。(3) 0歳児を対象とした産後ケア施設に県内5市町村が行政委託産後ケア事業として取り組んでいる。本町に導入できないかということをお伺いたします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。では、質問事項1点目の政府の経済対策について。(1) についてお答えします。①については、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世代については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から給付を行うものです。②についてです。対象人数は概算で9,407人、世帯数は5,300世帯です。③昨日、対象者へ通知を送りました。拒否申出期間を踏まえ、今月27日に振り込みを予定しております。

(2) についてお答えいたします。18歳以下の子供への10万円、給付方法については、先ほど(1)で答えたように、まず先行して5万円を現金給付し、残りの5万円についても、事務の簡素化や使い勝手のよさから、現金給付を検討したいと思っております。

質問事項2点目の、マイナンバーカードについての(1) についてお答えします。過去3年の10月末現在のマイナンバーカード普及件数と普及率は、それぞれ令和元年度は3,231件、8.2%、令和2年度は5,837件、14.6%、令和3年度は1万1,632件、28.8%であります。

(2) についてお答えします。本町の現状は、マイナポイントの予約申込みや問合せに対する支援を、企画財政課窓口にて行っており、町ホームページ、LINE、広報紙での周知を図っております。実績は、12月7日時点で589件の支援を行い、令和2年12月12日、13日の両日にイオン南風原店で行った出張申請においては、25件の支援を行いました。(3) についてお答えします。今後予定のマイナポイント事業に対する周知活動については、事業の詳細が分かり次第、町ホームページや広報紙、LINE等にて周知してまいります。

質問事項3点目の女性支援についての(1) についてお答えします。国の方針に沿って対応してまいります。(2) についてお答えします。産後ケア事業は、今年度から訪問型事業を開始しており、11月末時点での実績は、利用者が2名で4回利用しております。(3) についてお答えします。県内自治体の事例等調査研究し、検討してまいります。以上であります。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは順を追って再質問させていただきます。まず事業の目的について、子供たちを力強く支援していくという答弁がございました。今もいろいろな報道とかも、皆さんいろいろとテレビでご覧になっているかと思うので、流れが2転3転、いろいろとやっていると、本当にどうなっていくのかという思いがありまして質問をしております。この事業につきましても、政府が

決定した新型コロナウイルス、経済対策の目玉でもあります。ある意味、この子育て支援というところで、コロナ禍で子供たちを激励するというメッセージ性もありますし、またこのコロナ、国難とも言えるこのときに、未来を担う子供たちを、国を挙げて応援していく、そういった意義や目的があると私は思っております。それで本町の対象に……、すみません。そこに行く前に、この目的がこのように本庁答弁でも、そのように子供たちを力強く支援していくということがございます。給付金に関しては、何となくただ決まりました、配ります、そういった感じの意味合いがあつて、具体的にいつもらえるのかとか、そこら辺が中心になっていくわけですけれども、私は、この給付金を行う際に当たって、是非ホームページなどで、この給付金の意義と申しますか、本町ももちろん国からの補助金を受けて、支援をしていくわけですけれども、やはりこの給付金には、本町からのメッセージも込めて、是非この10万円に関しては、子供のためにという、まず目的がございますので、そこら辺のメッセージ性を是非入れ込んでいただいて、給付金が来たら親が使うのではないとか、そこら辺の批判もあり、クーポンというところに至ったわけですけれども、そこら辺のメッセージ性を込めての給付金であるということ、是非伝えていただきたいと考えておりますけれども、それに対していかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今回、27日に振り込む対象世帯の方へ、昨日、書類のほうも送付しておりますが、その書類の送付の見出しのほうには、子育て世帯の生活を支援するためにということで、まずそれから入ってきておりますので、その部分は加味しております。また、ホームページのほうにおいても、その内容の意義なども伝えていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。封書では結構すぐ見過ごしてしまって、事務手続に行くわけですけれども、そういうことをしっかりと、また事あるごとに伝えていただければ、しっかりと子供のための給付金であるということをもた認識をしていただけたかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから対象人数が9,407人。これは所帯数5,300ありますけれども、これは今回のこの5万円のみの対象者なのでしょうか。結局5万円の中には高校生、18歳以下があるのですが、その方全体として見てよろしい

でしょうか。確認します。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。先ほど答弁した概算人数については、高校生以下全ての人数を含んでおりまして、昨日発送した児童手当受給者世帯に該当する中学生以下の世帯については3,497世帯となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。この9,407人は18歳以下の中で、今答弁いただきました3,479世帯は、これは中学……、児童手当をいただいていない人たちという……、人数、ごめんなさい、これ所帯ですので、人数もわかりますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。27日受給者分の対象世帯は、繰り返しますが3,497世帯、児童数は7,312人となっております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それで答弁のほうには、年度を確認いたしました。あと答弁をいただきました③のところには、昨日、通知を発送して拒否申出期間というのがあるのですが、これは、今回の給付というの、よくプッシュ型ということで、自動的にという意味合いで私は捉えていたのですが、いわゆる申請に基づかないというか、そこら辺はどうなるのでしょうか。今後も、高校生に対してもそういう拒否申出というのがあるのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず、この拒否申出期間の意義についてですが、今回の5万円を給付するものについては、所得として見ないという取扱いがございまして、あくまで贈与だという取扱いになっております。そういった部分でこの拒否申出を、先方が行うという手続がどうしても必要な今回の給付となっております。今回のこの拒否申出期間に関しては、既に先行しました子育て世帯への臨時給付など、これまでコロナ期間中の対応として行ってきた各種給付においても同様の扱いがされておりました。また、高校生世代の給付については、申請方式となるものですから、その申請方式でいただいた際には拒否期間というものは存在しません。あくまで申請をいただいて、それから振込の流れになります。以上です。

[浦崎みゆき議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前10時13分)

再開 (午前10時14分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それでは、これは拒否期間を受けて、拒否する方はいらっしゃるかな。それを待ってからしか、本町は振り込みができないということでのよろしいのでしょうか。拒否期間はどれぐらいで、答えをいただく期間はいつまででしょうか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今回のこの拒否期間を設けるというものについては、国からのこの取扱いにおいて、全国そのような形でやるよというということで通知がございます。この拒否期間の設定については、まず本町においては、昨日発送をしております、今週金曜日の17日までに、本町にこの拒否の申出をしてくれという内容で通知をしております。この期間の設定については、自治体のほうに任されているところでありますが、何分、今回の給付については、年内に給付するという制約の下で、今事務を進めているところから、本来なら10日以上取りなさいというような事前のQ&Aなどの通知もございましたが、やはりそこはもう短縮して、この月曜日から金曜日までの期間5日間という設定をしました。ちなみに、これまでの各種給付において、この拒否の申出を行った方はおりませんでした。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それで、あと1点伺いたします。これ拒否期間17日まで、これは電話等での対応になるのか、それとも封書とかの対応になるのか、そこだけ確認します。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。この拒否の申出においては、国の通知においては、その意思を表明する書類を提出するようになっておりますが、いかんせん、今回短い期間の対応でございますので、まずは電話等で受け付けて、先行して、口座振込の手続をストップするなどの対応をとるとというのが、今現実の対応でございます。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 制度上、そのようになっているのであれば、その流れで17日に返事を受けて、答弁にありました今月27日の振込予定をしているということで、確認いたしました。

あと給付に関しては、毎回トラブル等もある。トラブルというか、私が聞きたいのは例えばDVとか、様々の家族の事情によって、振込口座に入る給付金が必ずしも対象に届かないという事例が本町にもあるのかど

うか。また、そのときの対策として対応はどのようになされているのか、確認します。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 今回の給付の取扱いにおいて、DVなどあるいは施設等に入所している方々の対応というものは、慎重に取り扱う必要があるということで、我々のほうも適切に対応しております。実際そういった案件がございます。その対象者に、適切に口座振込、給付金が手元に届くような対応を行っております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 事情はそれぞれ、いろいろ変わってきますので、これまで対象だった人は分かるとして、それ以降いろいろ変わりますので、これについて、いわゆる相談窓口というものの案内とか、そこら辺はどうなっていますか。ホームページなどで、またそういった相談窓口というところで、開かれているのかどうか、お願いいたします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。昨日送付した文書の裏面の一番大きなポイント、面積を取って、DV被害により子供とともに避難している家庭へということで、通知のほうに説明書きを加えております。また、そういった相談があった場合には、幸い我々子供課では、そういったDV女性相談なども承っている部署でございますので、適切にその後のフォローも対応していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん それではそのように是非よろしくお願いたします。

それでは(2)に行きたいと思います。先ほどの答弁では現金給付に変えていくということでありました。昨日の国会質問等でもいろいろと答弁があったし、また今日の新聞にも載っておりますけれども、自治体の中には、もう最初から10万円を給付して、現金で給付していこうという考えもあったわけですが、本町においては、まずは27日、昨日も中学生児童手当のほうは対象者に送ったということですが、今後、残りの5万円について、現金という答弁をいただきましたけれども、例えば高校生以下のメンバーについては、今後申請が来ますよね。その申請が来たときに、その10万円、要するに残りの5万円と、後から来る、第1弾の5万円と第2弾の5万円と合わせて給付をするような考えがあるのかどうか。そこら辺をちょっと確認したいと思います。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。現金給付を基本とするという方針であります。この方法については、国の補正予算成立後に、我々は通知をいただく形になっておりますので、そういった部分を鑑みながら、対応をしっかりと検討していきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 方向性はもう決めてしまってもいいのではないかと思いますし、本当に早めに、そこら辺を決めていただければ、受け取る側のいろいろな計画等もございますし、また新年度のいろいろな予算に充てていくという考えがあると思いますので、町長、いかがお考えでしょうか。できれば私は、今回は中学生のあれは出したからいいとして、残りの高校生と社会人になっている方と、そういう申請と同時に、この方たちに対しては、合計の10万円を支給するというようなお考えはないのかどうか。どのように考えていらっしゃるか。町長、是非ご答弁をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 みゆき議員のご質問にお答えいたします。まず、せんだって議決をいただきました補正予算（第6号）の予算に関しまして、27日までに振込というようなことで、担当課では鋭意頑張っているわけですが、ご質問の残りの5万円の、便宜上、児童手当グループと言いますが、児童手当グループの皆さんのこの残りの5万円と、それから18歳以下の16歳までの高校生も含めて、その皆さんの10万円があるわけです。その分に関しまして、後半のほうですけども、これは、できれば合算で10万円給付ができないかという考え方を持っております。ただ、先ほど来担当課から説明がありますように、いろいろと、18歳グループの高校生以下の皆さんは申請主義でございますので、やはり一定の時間が必要ですし、そういった事務、準備的な事務もありますので、物理的に可能かどうかも含めて、今後検討になるかなと。同時にまた予算も計上しなくてはいけないですから、どこかでもう一回補正予算、臨時議会という形になるかと思っておりますので、そういったものも含めて、今後検討させていただきたいと。基本的には、私としては、使い勝手のいいこの現金給付を基本にしたいと。現金給付が選択肢の一つになりましたので、そういった方向性を持っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。町長、本当に、私もそのように思いますので、使い勝手

のいい給付の方法に、是非検討していただきたいと思ひます。いずれにしても、職員の皆様も本当に3月にはまた3回目のワクチンもありますし、いろいろなことで、煩雑化していくというところで大変な状況ではありますが、是非コロナ禍での子育て世代への支援という、社会全体で子供を育てていくという支援策、重要な意義がありますので、また円滑な執行には是非尽力をしていただきたいと思ひましてこの質問は終わります。

それでは次にマイナンバーカードについて確認をいたします。件数としては年々増えていっているわけですが、このマイナンバーカードに持っていく目標値というのがありますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。令和4年度末までに、国の政策としましては、国民にマイナンバーが普及するようにとあります。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 全員にということは100%を目指すということですよ。令和4年度、あと1年ぐらいいしありませんけれども、その中でマイナンバーを作成しない、したくないという方もまだいらっしゃいますよね。それで、マイナンバーカードを作成しないデメリットはありますか。私はマイナンバーをつくりませんという人が出てきたら、100%にはならないわけですが、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。特にマイナンバーカードを拒否しますという方の件数は、特にデータは把握していないのですが、本町としましては、国、県の指導の下に、マイナンバーカードのメリットを全面的にうたって、町民の方には是非普及に、交付を上げるように対応していきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 例えばつくらなかった人はどうなりますか。令和4年度までにつくらなかった人に対しては、必ず4年度までに100%達成していくという目標があるのですが、つくらない人に対しては、そのままの現状で、制度的には別に支障なくできるのかどうか、また支障が出てくるのかどうか。この辺を確認したいです。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。マイナンバーカードを、今後、保険証や運転免許証とかにも、ひもづけされるという情報がありますので、そう

いうところを前面に出して、本町としましてはマイナナンバーカードの普及を今後続けていきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 私も、便利なことですので、もちろん全面的に普及していただきたいと考えております。ただ、そういうお考えの方もいらっしゃるということで、その辺の対応の確認をいたしました。

あと(2)のマイナポイントについて確認をいたしますけれども、ポイントのほうは、第1弾が今月末には一応終わるわけですけれども、このマイナポイント事業、何となくよく分からないんですよ。今回の新しいマイナポイントの経済対策との兼ね合いもありまして、それで、12月末に第1弾が終わるので、5,000円プラス。また第2弾も一応まだ審議中ではありますけれども、第2弾については、既に取得している人で、5,000円のポイントをつけていない方には、第2弾においては自動的につくのでしょうか。この辺をはっきり確認しておきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。議員がおっしゃるように第1弾は12月いっぱいでの申請になります。おっしゃるように第2弾の報道があるのですが、それについても基本的には、申請に基づいてポイントの付与となります。この新規登録と既に登録されている方、まだ5,000円相当のポイントをもらっていない方については、今の報道を見る限り、再度また第2弾についても付与されるものだと認識しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん この第1弾の5,000円ポイントをいただくためには、12月いっぱい、今持っているクレジットカードなり、身近なところでは、丸大で使えるC o G C a (コジカ)カードとか、サンエーカードとかを持って行って、いわゆる、くっつけて、まずその手続をして暗証番号を持って、マイナンバーカードと暗証番号とそのカードを持って行って、企画財政課でもできるわけですよ。そして郵便局とかでもできると。そのときに、第1弾では12月いっぱい2万円を入れないと、5,000円をいただけませんよということだと思います。そして第2弾は、申請すれば5,000円はついてくる。この辺、はっきり教えていただきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。先ほどおっしゃったように、第1弾は12月いっぱいという

ことではあるのですが、報道等によると第2弾もマイナポイントについては1月1日という情報もあるものですから、多分、継続していくものだと考えています。ただ、正式な通知等がないものですから、報道によると1月1日から第2弾ということがありますので、多分に継続するという形を考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは多分、何とも言えませんが、なる方向で、駆け込みをしなくてもいいのかなという思いで、確認をいたしました。これについては終わります。

(3)の今後予定のポイントに、マイナポイント付与事業に関する周知活動ですけれども、分かり次第、ホームページやLINE等とかで周知してまいりますということでございますので、これはなかなか、本当に難しく、特に高齢者の方にはとても便利な機能にはなっていくわけですけれども、そこら辺の周知活動の仕方、どうしてもオンラインでやらないといけなとか、あるわけですけれども、あくまでもこれは予算が通った後の対応になるわけですけれども、通ったとして、例えばこういう健康保険証とか、また免許証とか、そういったもの手続、そういったものというのは、例えば12月のマイナンバーカードをイオン南風原店で出張申請したと答弁がありましたけれども、そういった形で地域の公民館とか、そういったイオンとか、そこら辺の大きいところでやっていくような、出向いていくような方向の計画などはされているのかどうか。考えていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。現在、マイナポイントの予約スポットとして、イオン南風原やマックスバリュ、あと携帯ショップ、auやドコモ、コンビニとか、あと先ほどおっしゃった郵便局等でも、そういったマイナポイントの予約申請等ができますので、現時点では出張しての、自治会等に出向いての説明会等は検討しておりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 確かに施設はたくさんあるのですが、実際私もあまりよく分からないんですよ。だから、丁寧に教えていただきたい。もしくは役場のほうでも、しっかりやっていますということで、看板とか、とにかくメリットになることですので、この辺を、今後のことでもありますが、是非検討していただきたいと思えます。便利さが分かれば、先ほどおっしゃった目標の100%も達成できるのではないかと。同時並行で、是非みんなの口コミで、広がっていくよう

な対策をお願いしたいと思います。これは以上で終わります。

次の女性支援についてですけれども、子宮頸がん、国の方針に沿って対応してまいりますということですが、今分かっている段階でよろしいのですが、具体的にはどういう流れになっていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 浦崎みゆき議員のご質問にお答えします。現在は、積極的な接種勧奨を控えていることから、個別での通知は行っておらず、当事者からの申出によって、予診票を発行して、接種していただくという流れになっています。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん このワクチンは、平成25年度4月に、小学校6年生から高校1年生まで、女性を対象として定期接種になりました。公費の助成も可能となっていましたけれども、健康被害等の状況がテレビ等で映し出されたりとかして、同年の6月に積極的な勧奨の差し控えという現状がございました。しかし、頸がんワクチンは、年間で1万1,000人の女性が子宮頸がんになって、おおよそ2,800人が、毎年亡くなっているという状況です。それで、そういう勧奨をまた再開していこうという流れになっているわけですが、一応11月から、積極的な呼びかけを再開したと私は理解をしていたわけですが、本町は、例えば、この期間に受ける機会がなかった人たちとか、そういったところに再通知といいますか、今回、積極的な勧奨を再開することになりましたという通知だとか、そこら辺の今後のスケジュールとか、具体的に来ているのか、来ていないのか分かりませんが、本町としてはどのように進めていく予定なのか、確認します。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。令和4年から、個別でまた対象者に通知を送っていきますし、またこれまで積極的な勧奨の差し控えによって、接種することができなかった方々に対しましては、今政府でも議論が始まったばかりでして、この政府の方針が出たものに従って、また取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。令和4年度からは対象年齢の方たちには、通知をしていくということ。今現在は、3月までは、来た人に対しては、そういう対応をしていくということでよろしいわけですね。分かりました。毎年2,800人が亡くなっていくというのは、本当に憂慮すべきことであるの

で、よろしく願いいたします。

次に産後ケアの事業についてお伺いいたします。この答弁には訪問型事業ということでありまして、これまで本町は、その産後ケアはどのような状況だったのでしょうか。お願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。母子等のニーズに声があったものですから、令和3年度から、産後ケア事業の中の、この居宅訪問型を導入して、答弁にありますように、今回利用者が2名、延べ4回の利用という実績がございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん すみません、産後ケアと言ってもいろいろあるわけですが、産後ケアという事業の概要を教えてください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。産後ケア事業は、産後1年未満の母子に対しまして、悩みの相談であったり、身体的なケアを促進する事業となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 南風原町は、事業名はちょっとあれですが、こんにちは赤ちゃんとか、産後に、今まではどのような形で、そういった方に対して、母子推進員もいらっしゃることでございますけれども、そこら辺はどう動きをこれまでなさってきたのか、お願いいたします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。産婦健診であったり、助産師による新生児訪問等々を通して、この母子と関わっておりまして、その中で、必要な気になる世帯等がございましたら、母子保健の形で対応しておりました。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん そういったものは、いわゆる産後ケアという事業には入っていないということでは、よろしいわけですね。それとは別で、産後ケア事業としては、訪問型事業を今年度から開始して、利用者が2名。この数字は少ないのではないかとと思いますが、どんな形で、皆さんに周知をなされているのか。そして本町において、年間、どれだけの方が出産をなさっているのか、その数をお願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。年間出生は約500人おりまして、その中で新生児訪問等々を助産師が行っておりまして、その中で、特に支援が必要

な方と認識した方について、この産後ケア事業を案内しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 分かりました。この2名の方、そして利用は4回ということは、普通、そのほかの方は、今までやっていた事業で皆さん、対応できたと認識してよろしいですか。新生児訪問をしていって、その中でもかなり状況が厳しい方が、この数字と捉えてよろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。産婦健診や新生児訪問等々において、お母さんの心や体のケアが必要と認識した分について案内していきまして、以上になります。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 分かりました。この(3)の0歳児を対象とした産後ケア施設が県内にありまして、現在、浦添市、宜野湾市、うるま市、中城村、糸満市の方が、自治体のほうから助成をいただいて、この施設は浦添市にあるのですが、例えば、行政委託産後ケアというのがありまして、その中で、例えば6時間の中で1万1,000円ぐらいの料金が発生するのですが、その中の1万円を行政がその方に助成をします。その方というか、助成をすることで、本人としては自己負担1,000円で、そういった仮眠をとったりとか、いろいろ骨盤矯正とか、そういったもののサービスを受けて、本当にリラックスをして、そこでしっかりと休養していただくというところで、この5市村、形態はそれぞれ違いますけれども、糸満市からも行く方がいらっちゃって、そしてまた、これは昨年10月にオープンしていますけれども、実際144名の方が利用している。それだけのニーズがあるということで、捉えておりますし、私たちが聞いて、自分たちの時代にもこういうのがあったらよかったのにといい思いもあつたりしたわけですがけれども、今後、今おっしゃっている、例えばこの2名の方とかに、自治体からのそういった補助金、これは、行ったら向こうに入ることによって、利用したときに初めて発生する補助金ということになりますので、そういったところを、是非行政の力も借りて、産後ケアをしていただくと、本当にお母さん、特に新しい、まさになった人には本当に安心していろいろな相談もできますし、気軽に行きやすいというか、1時間なり、そこで500円でその場所を利用して、ゆったりとした気分になれるというところがいいところですがけれども、今後、本町におけるそういった産後ケア、こういった形態も含めまして、また訪問

事業化とも、内容的に厳しい内容なのかなと思うのですが、そこら辺も含めて、全体的に、今後の方向性というのをもう一度確認したいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。議員ご質問のこの産後ケア事業について、お子さんと子育てしているお母さんの産後のケアの部分ですが、これまで本町は、この産後ケア事業以外でも、先ほど課長から答弁がありましたように新生児訪問とか、幾つかの事業で支援を行ってまいりました。そういう中でも、例えば若年妊産婦の支援という形で、居場所事業も実施しながら、それから養育が必要な家庭には養育支援とか、そういった事業も全部行いながら、支援が必要な世帯を、最初を中心に取組を進めてきておりました。しかしながら、そこまではいかないけれども、議員がおっしゃいますように、やはりリフレッシュが必要だとか、1人で悩みを抱えながらも頑張っているお母さん方のリフレッシュの機会もつくりながら、そういった取組が他市町村でも実施してきているところでありまして、また助産師さんがそういったところで声を上げて、そういうお母さん方を受け入れて、しっかりケアなさっている事業所も立ち上がってきています。そういったところが出てきておりますので、我々も、支援が必要な家庭の訪問型だけではなくて、そういった形で、自分から進んでそういった施設に通所して行って、ちょっとリフレッシュして、また子育てに楽しく取り組めるという環境、そういった部分を整えていきたいと考えています。そういった部分で、包括的に子育ての支援、お母さん方の支援と、そういった部分にしっかり取り組んで、本当に安心して楽しく子育てができるような形で、本町の女性支援といいますか、この子育て、家庭の支援にしっかり取り組んでいきたいと考えます。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 是非情報提供をしていただきつつ……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前10時51分)

再開 (午前10時51分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 是非そういった支援、やはり情報提供、こういったところがあるというのも私も初めて知りまして、視察に行ったわけですがけれども、そういった情報提供、また本町にはこういった支援がありますということで、今、核家族になっており

ますし、リフレッシュする場所も必要だと思いますし、やはり産後鬱になったりとか、またひいてはストレスから虐待に結びついていくというところもありますので、是非本町としても、しっかりとこの周りの人にサポートをしていただくというような体制をとっていただきたいことを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長 玉城 勇君 10分ほど休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前11時02分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。8番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 それでは一般質問2番目、8番議員の照屋仁士です。よろしくお願ひします。それでは大問ごとに一問一答でお願いしたいと思ひます。コロナ禍での1年が、また再び終わろうとしております。幸いにも、現在感染状況については落ち着いておりますけれども、新たな変異株など、油断はできません。また、この新型コロナで始まった新たな生活様式は、今後も続けていかなければなりません。そんな中で、待ったが利かない町民生活、特に子供たちの未来へつながる、あらゆることに目を向けていく。そういった姿勢は、子育て世代だけでなく、地域社会の責務だと考えます。先日私は、子育て中のお父さんやお母さん方と、マスクやPCR検査、ワクチン接種についての意見交換を行わせていただきました。議会にも陳情として出されております。前回、9月議会においても、私は一般質問にて、差別や偏見のない対応、また、でき得る限り、町民の声に答えてほしいと、そういった趣旨のことを執行部にも確認させていただきました。その中でも、今回はすぐにでも対応できる現実的な提案をしたいと思ひ、次のとおり質問をします。1. 顔の見えるマスクを導入せよ。(1) 子ども達は誰かと接する際に、相手の表情から多くのことを学び、感じ、そして育っています。少しでも表情が読み取れるよう、町内の保育園、幼稚園、小学校、学童などの各機関に、顔の見えるマスクを導入すべきではないか。お答えください。(2) 導入方法については、それぞれ独自で購入するのもいいと思ひますけれども、まずはニーズの把握も含めて、町が一括購入をして配布する、そういった方法をとってほしいが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1点目の(1)についてお答えいたします。各機関においては、必要なケースで、顔の見えるマスク等で対応しております。しかし、基本的には、現在は感染防止に最も有効とされている不織布マスクを使用しており、当面は同様な対応をしてみたいと考えております。

(2)についてでございます。(1)でもお答えいたしました。各機関で必要に応じては顔の見えるマスク等で対応しているということでございますので、今後の購入につきましても、必要に応じ、それぞれの機関ごとでの対応を考えております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは再質問ですけれども、再質問の前に、私も顔の見えるマスクがどんなものかと思ひて、いろいろネットで調べて取り寄せました。ちょっと交換したいと思ひます。私も、お父さんやお母さんのご意見を聞いて、どういう種類があるのかといろいろ調べました。こういった形のもが一番イメージに近いのかなど。答弁でもあるように、不織布マスクのほうが、効果が高いというようなことも報道等で私も聞いておりますが、ただ答弁の中で、必要なケースで既に対応しているというところは、私も知らなかったものですから、その点については失礼があったかと思ひますが、具体的には運用しているということですが、具体的にどこで、どういう運用が今なされているのか。学校関係、こども部局、あると思ひますけれども、お知らせいただけたらと思ひます。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず、小中学校におきましては、英語の授業とか、難聴の児童生徒がいる場合に、どうしても口元を見せないといけないときの対応をしております。今はもう感染症対策で、あまり多くは行われていないのですが、以前は、この対面型の授業をするときに、特別教室にパーテーションをやりながら、フェイスシールド等の顔が見えるような形の対応をしたりとか適宜やっております。しかし、やはり今の感染状況や今後の感染状況、拡大の懸念から、不織布を使用するのが増えているという現状でございます。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。保育園の活用においては、例えば園児への歯磨きなどを行う際に「イーをして」という表情を見せたり、あとは絵本の読み聞かせ、また食事をするときに大きな口を開けてという、口元だけを見せるというときに検討し

たということも報告が上がっております。

○議長 玉城 勇君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城あゆみさん お答えします。手話通訳が必要な方が来庁した場合は、町の手話通訳者が、口元が見えるマスクを着用し、対応しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 既に運用化されているというところで、私が聞き取りした際には、もちろんそのお父さん、お母さんも、私も含めて、全ての部署を見ているわけではないので、その運用状況について分からなかったわけですが、それぞれ運用しているということは、やはり口元が見える、表情が分かる、そういった必要性を感じていると理解しますけれども、そのような理解でよろしいですか。お願いします。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん やはり幼稚園、小中学校において、口元を見せる、表情を見せるというような重要な場面というのはあると考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 保育園の未就学児においても、保育士の表情を見せて伝えるというものは重要だと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 教育分野、民生分野でも、その必要性を確認しながら、適切にというか、今運用も行っているということで確認ができました。先ほど申し上げましたけれども、この運用についても、実際にはあまり私も知らなかったですし、多くはないのかなということもあります。この不織布マスクの機能的なこともありますけれども、機能的な差というもの、このマスクと、マスクそれぞれみんなありますよね。どれぐらい防ぐかとか。そういったことと、その必要性との比較対象が必要なのかなと思います。そういった観点で、もう導入されているのですが、さらに導入方法について2点目で聞いておりますが、やはり私としては、導入はされているが、やはりもう少し広げるべきではないか。実際にお父さん、お母さんから導入してほしいという声があるということは、やはり表情がもっと分かるような、機能的なものはもちろん研究の余地があると思います。今、私もつけてみて、空気が漏れるかとか、漏れないかとか、結構ぴったりして、不織布マスクよりも、密閉性が高いと感じますが、ネットの書き込み等を見ると、使っているとこが曇ってくるとか、そういったものもメーカーによっていろいろあ

るようです。ですが、そういった導入を広げていく、そういった観点を、今後検討してほしいと思います。そういった中で、導入方法については、基本的には各自で導入していくということもおっしゃっておりますが、ただこれ、買うのが面倒くさいのです。量販店に売っていないです。私も調べて、やっと通販で買えたものですから、やはりこういったところは、保育所や学童、それぞれでやってくださいと言ってもなかなか難しいのかなと思います。ですので、少なくとも、ここに問い合わせれば買えるとか、こういったメーカーが推奨されるとか、機能的にはこういうものがないのではないとか、ある程度の目安を行政として示していただければ、もっと導入が広がるのかなど。運用は広がるのかなど理解しますけれども、教育委員会、民生部それぞれ、どのように考えるか、お答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。やはり実際現場で使ってみないと、この機能的な面は分からないですので、先生方のご意見をお伺いしながら、今後活用について一緒に検討していくと考えております。まずは、私たちのほうも、こういうタイプのマスクもありますよというようなタイプの紹介とかはできますので、そこをまた感染症対策の予算等で、学校のほうで判断して購入しながら、また検討してまいりたいと、検討といたしますか、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 まず前提として保育園、学童においては、そういったマスク、いろいろ感染予防も含めた消耗品の購入については、施設側が自由に選択できるというような形での補助を行っております。そういった中で、顔の見えるというような手法に関しては、この顔の見えるマスクという、今おつけになっているもの以外にも、フェイスシールドであったり、マウスシールドであったりというものを活用しております。また新たに、どちらもエアロゾルが出るというデメリットがございますので、併せて扇風機や換気扇などを使って、対応も一緒にしているところでございます。実際顔の見えるマスクについては、やはりデメリットの部分もあるものですから、この顔の見えるマスクをつける分に関しては、購入したという報告は1件のみ、我々はつかんでおります。そういったことで、冒頭にも申したように、そういった顔の見えるという特性を生かして、種々のマスクなどを活用して、施設側のほうが選択できるのが重要だと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私も1人ではありません。いろいろなお父さん、お母さんからの声を受けています。教育委員会のほうにも、先ほど民生部、町長のお手元にも、私と同じもの、取り寄せたものをお渡ししていますので、機能的なものは、現状では、私は分かりませんので、当然調査研究が必要だと思いますが、そういった声があるということ踏まえて、町長、是非ご検討を、今後運用についてどのように考えるか。検討されるだけでも、私はいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。ただいま議員から見本を見せていただきましたけれども、先ほど来、担当のほうから答弁がありますように、現場のほうではいろいろとあるようございませぬけれども、これも一つの選択肢だと認識をいたしておりますので、例えば、共同購入が必要なのかどうか、ご質問の中で市販されてない可能性が高いということでございませぬので、そのあたりも含めて、購入がそれぐらい、それぞれの機関で難しいかどうかも含めて、導入するかどうか、あるいはまた購入するかどうか検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長、ありがとうございます。様々な声を受けての質問ですので、やはり今後も調査研究をしながら、引き続きの検討をしていただきたいと思います。お願いを申し上げまして、次に移りたいと思っております。

2点目です。職員のメンタルは大丈夫かであります。

(1) 職員のメンタルを心配する声があります。南風原町における直近10年のメンタル対応等をどう行ってきたか。相談件数や診断結果等、指標で示してください。(2) 直近10年の休職者数と期間、早期退職者の数、それぞれの理由も含めて示してください。(3) 直近10年の職員の降格、減給、処分と、それぞれの理由も含めて示してください。(4) 職員がいきいきと安心して活躍できる職場にしてほしいと思っております。環境改善は当然ですが、処分の在り方や職員定数も含めて検討すべきではないか、伺います。お願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項2点目の職員のメンタルは大丈夫かの(1)についてお答えします。職員の健康面に関する対応は、平成28年度よりストレスチェックを実施し、高ストレス者に対し、産業医への面談の勧奨を行っております。相談については、

メンタル関係も含めて多岐にわたることから、相談件数の集計を行っておりませぬ。また、診断結果については、病休の手続の際に、診断書が提出されますが、詳細については、デリケート内容になりますので、答弁は控えさせていただきます。なお、ストレスチェック開始後の産業医への面談実績は5名です。

(2) についてお答えします。休職者数48名、期間が最短で5日から最長1年11か月。理由は、心身の故障による、病気休職となります。また、早期退職者は31名で、理由は一身上の都合によるものです。

(3) についてお答えします。直近10年の職員の懲戒に係る降格は0件、戒告9件、減給3件、停職1件の合計13件あり、地方公務員法第29条第1項第1号から第3号の抵触による処分が理由となります。

(4) についてお答えします。昨今の新型コロナウイルス感染対策等を含めた各部署の適正人数の把握に努め、効果的、弾力的な人員配置が行えるよう、引き続き検討いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず1点目の内容について、答弁の中では、デリケートな内容ということで個別の内容に触れないということですが、メンタルによる相談や休職など、個別でなくても結構ですが、主な要因について、どういったものと考えているかお答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。繰り返しになりますけれども、やはり様々な要因がございませぬ。実際、相談の内容については、仕事であったり、家庭のことであったりとか様々ありますので、メンタルに関しては、要因はこれというような限定したものはないと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これもそれぞれ理由があるのは理解できます。限定しなさいという意味ではありません、私が言っているのは、行政としての捉え方です。町民の皆さんから心配の声が上がっているわけですが、それも、個人個人の問題であると捉えているのですか。それとも職場として、改善できる方法があると捉えているのですか。どちらでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 やはりこの相談につきましては、個人個人かということになりますけれども、やはりそれについては様々な理由だと考えております。あと職場としての改善については、まずは、悩んだときに1人で悩まないで、周りに気軽に相談できるよう

な体制づくりといえますか、そういった体制づくりに努めてまいります。また現在も、各課、そういった気になる職員に対しては声をかけるような形で、取り組んでおりますし、またそういった相談窓口についても、メール等を使って職員のほうにも周知しているところでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町民の皆さんから、そういった声が上がっているというのが私の趣旨です。できるなら改善できるところを改善してほしいという趣旨で申し上げます。

(2)に移りますけれども、この数年で新採用から数年で退職してしまう、そういったケースもあると聞いています。実際は、私も調べておりませんのでどういう状況なのか分かりませんが、そういった中途退職など、どういった原因なのか。なかなか考えにくいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。採用しやすく退職されるケースということですので、特に若年層の退職に関しましては、一旦役場の業務を経験した後に、さらに自分のスキルアップとか、自分に合ったまた業務資格を生かしたいとか、またほかの業務への魅力、そういったのを感じて転職する方もいらっしゃいます。また、結婚とか、そういった第2の人生といえますか、県外のほうにとか、そういったケースもあって、こちらの退職の理由に関しても様々な内容となっております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、早期退職に関しては特に問題があるということではないという理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 現在のところ特に問題とは考えておりません。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 様々な理解がありますので(3)に移りますが、この直近10年の処分等を確認した際に、答弁の中では、前置きとして、懲戒に関わるという前置きがされています。懲戒に関わる以外の理由もありますか。お答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。関わらない対象があるかということですが、懲戒にかかわらない処分はございません。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 処分だけに限らず、本人の希望とか、懲戒の委員会にはかからないけれども、人事異動の際にとか、そういった理由はないということによるのでしょうか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時27分)

再開 (午前11時28分)

○議長 玉城 勇君 再開します。総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。本人の意思で対象となるのは降格の部分です。本人申出による降任という形はございます。それ以外はございません。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、前振りもしましたけれども、町民が心配しております。できる限り職員の皆さんのメンタルをしっかりとケアしてくださいという趣旨で、何度も言っていますので。

(4)に行きますけれども、私はこれまでも、定数拡大が必要ではないかという提案をしてみました。町民にとっては、役場の職員が何人いようと、定数よりも町民サービスが充実していくことのほうが重要なわけです。そういったことで考えると、是非ともマンパワーも含めて、町民サービスを改善する、そして職場環境を改善する、そういった検討もすべきではないかということは、この会計年度任用職員の導入に当たっても、私も提案を申し上げました。これについて、再度、考え方のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 仁士議員ご質問の職場環境の改善、組織体制の強化につきましては、現在、コロナ禍による様々な緊急的なワクチン接種、または定額給付金等の事業、また、コロナ給付金臨時交付金による事業が今後予定されています。これまでにないような緊急的な事業が増えていることから、非常に職員、現在厳しい状況であるのは確かでありますので、今後、そういったことに迅速に対応できるように、組織の強化、また、ワークライフバランスのとれた働きやすい職場づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 是非、町民の皆さんから心配の声が上がっているということを受け止めていただいて、いろいろな検討を進めていただきたいと思います。

それでは3点目に移ります。アカミネ正之町長の政治姿勢を問う④であります。私は、今年の3月議会からこの質問を続けて4回目になります。繰り返し申し

上げますけれども、来年4月の町長選挙に向けて、町民の皆さんに、赤嶺正之町長の政治姿勢を分かりやすく示し、南風原町の将来より導くリーダーを選ぶ、選択の一助とすることを目的に質問しております。私自身は、去る2018年4月に、赤嶺正之町長と町長戦を戦い、敗れた立場ですので、厳しい指摘や答えづらい質疑もあると思います。また、町長を支える側にいらっしゃる方々にとっては、不愉快を感じるかもしれません。しかしながら、現職の町長として、あらゆる声に、私の質問を通して町民の皆さんに明確に答えてほしいと思います。またそれが、あるべき姿だと私は思いますので、次のとおり質問いたします。(1)「町民を訴える」、「職員から訴えられる」残念な状況がある。それぞれどう進展したか、伺います。(2)私は政治姿勢として、保守や革新、与党・野党にとらわれないという姿勢で取り組んでまいります。町長はどう取り組まれてきたか、お答えください。(3)通常与党は町長を支持し、野党は町長に対案を示し、追及するものと私は考えます。町長は、本町における与党と野党をどのように取り扱っているかお答えください。(4)南風原町には、米軍基地も自衛隊基地もありません。町長は、他国から自国を守るために、日米安保や防衛をどのようにあるべきと考えるか、教えていただきたいと思います。(5)南風原町には海がありません。町長は、日本の領土問題をどう認識し、どう解決すべきとお考えでしょうか。教えていただきたいと思います。(6)前回9月議会で、2期目の出馬を明言されました。誰かに要請されたものか、経緯を伺います。お願いします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。まず、質問事項3の私の政治性を問うというご質問に関して答弁いたしまして、残りのご質問に関しましては、担当のほうから答弁をさせていただきます。まず(2)でございますけれども、私は、議会と、この適切な関係を保ち、町民福祉の向上及び教育環境の充実等、住みよい南風原町の発展、活性化を最優先に行政運営に取り組んでまいりました。

(3)の与党・野党の件に関してのご質問でございますけれども、ご承知のように、地方議会は二元代表制でございますので、私は、一般論ではございますけれども、与党・野党の概念はございません。町政運営や事業の趣旨及び予算内容等は、町議会において丁寧な説明を心がけ、適切に対応していると認識をいたしております。

(4)の日米安保や防衛に関するご質問でございますけれども、国民の生命財産を守る上で、万が一の備

えとしての日米安保は、必要ではないかと考えております。防衛についても、外交による平和的な対応が求められていると考えております。

(5)の領土問題に関するご質問でございます。北方四島や竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも、国際法上も、明らかであると認識をいたしております。解決に向けては、国際法及び国内法に基づき、平和的に取り組んでいただきたいと思います。

(6)のご質問でございますけれども、後援会を初め、多くの方々から、2期目出馬の要請を受けました。そして私、自ら決断をいたしましたものです。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問要旨の(1)についてお答えいたします。宮平学校線損害賠償請求控訴事件に関しては、12月1日に第4回目の準備手続、審議を終え、次回審議を令和4年1月に予定しています。また、懲戒処分への審査請求については、令和3年11月18日付で準備書面及び証拠資料を県人事委員会へ提出しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは順次再質問をさせていただきます。まず(1)ですが、南風原町が町民を訴えるという状況について、9月議会で行われたこの質疑の記載をめぐって、広報委員会で紛糾をしております。現在、議会広報紙がまだ発行されておられません。執行部の皆さんには、できる限り率直に答弁をしていただけたらと思います。答弁の中で、いろいろな説明事項が長くなると、そっちの説明のほうを書くべきではないかという議論もあって、そこが、ちょっと折り合いがつかないところになります。そういった状況が、結果としては議会広報紙が発行できてないという状況を生んでいますので、是非とも率直な答弁をお願いします。この内容について、まず、町民の皆さんには正しく伝える必要があると考えますので、私は再度質問しますが、この裁判、道路工事によって、土地の価値が下がったとして、町民から南風原町が訴えられ、裁判に負けました。裁判所より約930万円の損害賠償、さらには、町民に対して精神的な苦痛を与えたとして、20万円支払うように命じられた。これが1審の判決ですけれども、これに間違いありませんか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 仁士議員の質問にお答えします。はい、そのとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 続けますが、1審では相手の主

張を覆せず敗れてしまいました。しかしながら南風原町としては、その判決が不服であり、南風原町が適切だとする新たな主張のために、逆に町民を訴えた。こういう理解で間違いはないでしょうか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 お答えします。仁士議員の問いは、町民を訴えたということではあるのですが、町としては、1審の裁判の結果に不服ということで、町としては土地の買収の結果ということなのですが、今回は訴えたということではなくて、1審の判決に不服があるということで、控訴という形を取っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 控訴の相手はどなたになりますか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 控訴の相手となるのは地権者となります。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 訴えてはいない、控訴したんだというのは、立場として理解しますけれども、それを訴えたと言うのです、普通の感覚では。意思に従わずということですから。私の感覚です、そのように理解しています、私は。詳しく言うと、9月議会で町長も何度も答弁されていますけれども、1審では固定資産評価額で賠償額が積算されている。町としてはこれからも不動産鑑定による補償を進めていく。だから、1審の内容は認められない。そういった考えでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 そのとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この件では、町長も長引かせるべきではないとお答えをいただいています。余計な付度のようものが働くと、このやりとりや広報紙の発行遅れを生んでいると、私はそう思っています。町長に再度お尋ねいたしますが、認めるべき非は認めて、できる限り早く町民との裁判を終わらせてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。9月定例議会でしたか、そのときにも答弁いたしましたけれども、1審の判決は、議員ご所見のとおり、そういった形で判決が出ておりますけれども、我々が主張してきました、要するに鑑定評価額が、

それほど言っていないぐらい審議をされてないということを感じましたし、弁護士からも説明を受けました。そういうことで、今後の公共事業等のことも考えますと、これはやはり南風原町の申し上げていることは審議をしていただきたいと。もうちょっと十分に審議をしていただきたいという思いがありまして、控訴、第2審に行ったわけですが、議員の捉え方では、町民を、控訴の相手は町民ということで、訴えているのではないかということのようですが、我々、私のまた考え方としては、南風原町はまだ訴えられている側なのです。裁判上は。そういうことで、私は町民の方を訴えているのではなくて、南風原町の言い分を審議してくれということをお願いしているということで、私は捉えておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。それで、やはり町民相手のこの係争は、あまり長引かせるものではないというのは、私はもう基本的に、前回の議会でも答弁いたしましたけれども、やはり、南風原町の申し上げている不動産鑑定評価の件も含めて、きちんと審議をしていただいて、何らかの結論が、判決なり、何らかの結論が出ればまた、顧問弁護士とも相談しながら、検討していく余地はあるものだと。基本的には長引かせるべきではないというのは、前回どおりの考え方でございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは次に職員から訴えられるということについて再質問をいたします。前回の質疑では、私の見解は事業者と町との裁判によって、町側の責任を職員に背負わされるかのような状況を疑いましたが、そうではないと。あくまで職員個人の不適切な事務処理を処分したと受け取っております。間違いありませんか。お答えください。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。ご質問のとおりでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 続けます。職員の処分に至るまでの手続については、適正に行われたが、職員から不服を申し立てられ、結果として、職員から南風原町が訴えられている。そういう理解をしていますが、間違いありませんか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。ただいま職員から訴えられているという、議員からのご質問ですが、現状は、あくまでも職員が不利益な処分があるということで、人事委員会に対して、審査請求を求

めたものであります。ですから、この審査請求が、町が訴えられたものなのかというところでございますが、地方公務員法第52条の2に、審査請求と訴訟との関係という規定がございます。その規定の中では、人事委員会または公平委員会に対し、審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、この審査請求に対する人事委員会、公平委員会の採決が終えた後、提起できる、訴訟できるということがうたわれております。そういうことから人事委員会の採決で、処分に対する承認、妥当であるとかまた修正、もしくは取下げということの採決が出て、初めて訴訟という提起になるか否かということになります。ですから、現時点では職員からの人事委員会に対する審査請求が求められているという段階でありまして、町が、職員に訴えられているということではないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町の立場は理解をします。ただ、私の理解、文言としては、そういう町の解釈があるにせよ、私としては、その職員の不安、不満、処分に対するそういったものが、町では受けとめられないから人事委員会に訴えられていると。これは私の表現ですので。そこは、町の立場と私の表現は、イコールではないということが確認できました。続けます。この処分に至る経過、また職員から訴えられるその経過については、町長は、これが繰り返されると、行政は成り立たないという懸念を示されました。私からは、職員間や職場内で、不信や不満、遺恨を残すかのような、処分の方法について、見直すか、調査研究をするか、そういった対応を求めましたが、総務部長から、今後このように行うという答弁が前回なされたように、私は受け止めています。ましてや、先ほどの町民を訴える裁判にしても、税金でこのような係争が続けられています。当然それは、議会の承認も得ているということは理解していますけれども、そういった税金でこういった係争が続けられています。町長は、結果を見守ると答弁されているのですが、本当にそれでいいのか。再度お答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。我々、この懲戒処分については、あくまでも地方公務員法の規定に基づき処分を行っておりまして、職員の懲戒処分が厳正かつ公正に行われるように、南風原町懲戒処分の基準に関する要綱に基づいて、適切に行っておりますので、我々は今度の処分についても適切だと考えております。また今後も、懲戒処分について、

厳正かつ公正に行われるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は、赤嶺正之町長の政治姿勢を問うということで、質問をしています。町長、私は、町長は町民を守るもの、そして職員を守るものだと考えております。今の結果は、残念ながらその逆ではないかと言わざるを得ないのですが、是非とも反論をしていただけないですか。お願いします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。反論をどうぞということでございますけれども、先ほど来、担当から答弁がございますように、我々行政は、法令条例を根拠にして対応しているということでございますので、これを法令条例に基づいて執行したことが、結果としてそうなっておりますけれども、やはり心情的には、議員がおっしゃるとおり、やはり職員とも、和気あいあいとして業務を進めるというようなことはもちろん基本でございますけれども、ただし、どこかで過ちといいますか、そういったものがあるわけでございます。これはもう、執行部側もそうですし、職員側もそうだと思いますけれども、そのあたりはやはり正すべきは正して、いい方向に持っていくのが、町民のためにもなると思っておりますし、あるいはまた町民との係争に関しましても、我々としては先ほど来申し上げているように、制度的にそれが正しいんだということでやってきたわけですが、あにはからんや、そうではないということになっておりますけれども、それに対しても、我々としましてはきちんと弁明をしていくと。それでもし、南風原町の考え方が間違っているというのであれば、またそれはそれで正していくべきだと思いますし、それがまた町民を守ることになると思っておりますので、そういった考え方で、今後も対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 立場も理解できますけれども、こういった状況を是非とも脱却してほしいというところは、共通していると思っておりますので、今後ともそういった形で、是非とも早めに集結できるように、取り組んでいただきたいと思っております。

(2)に移ります。答弁をいただきましたけれども、保守や革新、与党・野党という姿勢について、これまで、去る政治姿勢に関する質問の中で、町長は一貫して、政権与党である自民公明の候補者を選挙において応援してきたと答弁をされています。町長の政治姿勢

を伺いますが、町長は保守ですか、革新ですか。どちらでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。町長は保守か革新かというご質問でございますけれども、保守、革新、そういうことではなくて、私は町の利益を優先しているつもりでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 南風原町の利益が最優先ということであれば、国政与党だけでなく、県政についてもそういった立場を取られる。そういう理解になりますけれども、県政においては、国政与党のほうが優先すると。そういう行動には見えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまのご質問はもう県政は必要ないという趣旨のご質問かと思えますけれども、私、決してそうではございませんで、やはり県政にも、また我々もお願いするべきところをお願いしていくし、当然、県の事業にも、協力をしてまいりたいと考えております。いろいろな意味で、南風原町の要請事項もございますので、そのあたりも、県政をお願いをすべきはお願いしてまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 続けて(3)に行きますけれども、南風原町において、町長は、地方議会では与野党の概念はないというご答弁をいただきました。ただ、運用といたしますか、現実的には、私はあるのかなと感じています。南風原町において、町長が考える与党と野党の役割、どういう役割を果たすべきとお考えでしょうか。教えていただければと思います。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。与党・野党どのような役割かというご質問ですけれども、私は、ご承知のとおり、町長も議員も、それぞれ町民の皆さんが別の選挙で選ぶわけでございますので、私といたしましては議会の方も、やはり町を代表している議員さんでございますので、議会とも適切な関係と申しますか、ちょっと緊張感のある関係というのも保ちながら、町長の、私の行政運営といたしますか、姿勢等をチェックする役割ではないかと、そのように考えております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長の答弁では、与野党の概念はない、議会において丁寧な説明を心がけているというような答弁を最初にいただいております。一方で、町

民から聞かれるのは、町長の町政運営の中で、与党に対する情報提供や議案、政策の説明はどのように行っているのか。また、与党の方々からの政策提言や、様々な意見など、どのように受け取り、対応しているのか。どうなっているのかという声があります。先ほどの答弁では、議会以外は全くないと受け取りますけれども、実際の運用はどのようにされているのでしょうか。教えてください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。まず先ほどの答弁で、一般論ということで、与党・野党の概念はないと申し上げました。そういうことではあるのですが、やはり便宜的に、与党の皆さんとか、野党の方々とかという呼び方をするときもありますけれども、これはあくまでも便宜的な考え方で表現でございますが、基本的には、最初に答弁したとおりでございますが、私のこの町政運営を支持していただく議員各位には、意見交換会などの場を持って、そこでいろいろと意見のやり取りをしているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。この議場も公式な場ですので、そういった質問の声が町民からあるということで捉えていただきたいと思います。

続けます。(4)ですが、この防衛の問題、私も先日、政務活動でいろいろ防衛の話聞く機会がありました。また、私のこれまでの活動の中でも、そういった勉強もする機会がございました。町長からは、日米安保は必要であると。でも平和的な外交を求められると答弁をいただいておりますが、今、他国の脅威について、その心配する声があります。町長、これは関係ないということではないと思っておりますが、町長は、中国や北朝鮮を脅威と思いませんか。また、どう接するべきと考えていらっしゃるでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。まず中国、北朝鮮でございますけれども、私は基本的に、この脅威とまでは言えないと、私個人の思いですけれども、そこまでいってないのではないかと、そういった考えがございます。ただ、皆さん方ご承知のとおり、昨今、ミサイルの発射とか、あるいはまた中国の尖閣諸島への関与とか、その辺を見ますとやはり心配ではございます。ただしかし、戦争を体験した我々沖縄県民としましては、できれば、可能な限りこの外交努力で対応していただきたいという思いがございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 外交努力ということだと思いますが、私も、南風原町の行政と直接関係あるかということだけではなくて、やはり国民としてどういう認識を持つかということは非常に大事だという観点で伺っています。

そういう観点で続けますが、次の領土問題について、基本的な答弁はいただきました。個別に確認をしますが、町長は北方領土問題について、どのような問題だとかご認識されているのでしょうか。お答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。北方領土に関しましては、歴史的な経緯とか、そのあたりはまだ把握はしてございませんけれども、しかし、この北方領土の帰属に関しましては、なるべく早めにこの問題を解決してもらって、ロシアとの平和条項を締結していただきたいというような思いでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 お手数ですが、こういう機会がないと聞けませんので、次に竹島問題について、どのような認識をお持ちか、お答えいただけますか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 竹島に関しましては、歴史的にも国際法上も、日本の領土だと明らかにされていると認識いたしております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 答弁では触れておりませんが、町長は、尖閣の問題についてはどのように認識をされているのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。尖閣諸島には、日本として解決しなければならない領土問題は存在しないという認識でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。政治の中で、やはり防衛とか領土とか、そういったところが基本的な判断というか、政治姿勢につながる、そういった声からこういう質疑が出ているのかなと私も思っています。

次に行きます。最後の(6)ですけれども、町長自ら、多くの要請を受けて決断したということですが、町長として、何期お務めになる予定ですか。教えてください。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。何期務めるのかという考え方のご質問でございますけれども、現段階ではこの2期目に挑戦をしたいという考え方は持っておりますけれども、何期務めるのかということに関しましては、これはもう選挙の結果でございますので、現段階では特にそういうことは考えておりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 続けます。次期の立候補を明言されましたが、副町長の人事についてどうお考えでしょうか。お願いします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。副町長の人事に関しましては、先ほど申し上げましたように、全てこれからでございますので、特に現段階では何も考えておりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。6点にわたって、町長の政治姿勢についてお答えをいただきました。この背景に、冒頭にも申し上げましたけれども、やはりいろいろな立場の町民の皆さんが、この南風原町の動向だけではなくて、赤嶺正之町長の姿勢を見守っています。答えにくい点もあったかと思っておりますけれども、率直にお答えいただいたものと思います。私は私の立場で、やはり町民の皆さんの声を背景に、この議会の中で確認すべきは確認する、提案すべきは提案していく、そういった姿勢で臨んでいきたいと申し上げまして、終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後0時05分)

再開 (午後1時07分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。9番 金城好春議員。

[金城好春議員 登壇]

○9番 金城好春君 午後のトップバッター、よろしくお祈りいたします。我々、町議団8名、11月4日、5日、伊江村のほうへ視察研修に行っておりまして。屋内運動場や完成しているパークゴルフ場、今から事業計画に入っている集落排水事業の概要説明、それから屋内運動場の真向かいに、新たな体育館を建設してまいりました。そういうもろもろの視察をしてまいりました。そして、その中で一番感動したというか、感心したと

どうか、びっくりしたのは、伊江中学校の英語の授業でした。その英語の授業について質問いたします。今日は大きな項目3点、質問いたします。まず最初に、英語の授業の方法について。この研修結果を報告する意味で、その中から質問いたしたいと思います。よろしくをお願いします。(1)伊江村の伊江中学校では、英語の時間は海外の学生たちとオンラインで結び、画面を通して英語で会話する事業を行っていた。調査研究する考えはないか。教育部のほうに、向こうでいただいてきましたこの資料、コピーを取ってお手元に置いてあると思いますが、ご参照いただければ幸いです。

大きな項目2点目、信号機の改善と右折レーンの設置についてお伺いします。(1)津嘉山340番地前交差点信号機には右折用の矢印信号がないため、時には50メートル以上車が渋滞する。矢印信号をつけ加えることはできないか。お伺いします。(2)同場所の県道128号線に右折専用レーンを設置できないか。

大きな項目3に行きます。小学校運動場の安全対策についてお伺いします。(1)津嘉山小学校の運動場に数個の支柱が飛び出ている。(3センチほど)。撤去するか、もしくは盛土する等、安全対策がとれないか。以上、お伺いします。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項1点目、(1)についてお答えいたします。ご提供の情報については、学校現場と情報共有して、調査研究に取り組んでまいります。

続きまして質問事項3点目でございます。津嘉山小学校のグラウンドの件でございますが、ご指摘の突起物は、トラック設営等の基準点として、設置されておりますので、盛土等により安全対策を図ってまいります。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の信号機の改善と右折レーンの設置について、(1)についてお答えします。津嘉山340番地前交差点は、右折帯がないことから、右折信号機の設置はできないと与那原警察署からの回答を得ております。

(2)についてお答えします。道路管理者である沖縄県南部土木事務所へ要請をしております。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。まず、伊江中の英語の授業の仕方といいますか、方法です。校舎の中央に、南風原小学校もそうだと思いますけれども、多目的広場とあって、2つないし3つぐらいの

教室の大広間があって、そこに、この大型モニターを設置しまして、そして、生徒の机、腰かけを並べまして、そこで英語の授業に入るわけですが、この授業のやり方が、普通に先生方が教鞭を執るのではなくて、先生方は、このオンラインの隣に立っておられるわけです。そして、英語の担任と、多分、教頭先生も英語が堪能ということで、先生方お二人は、このモニターのそばに立っておられて、ただ見守っているのです。そして、どのようになるかという、まずはモニターの中から、外国からですよ。問いかけをしたり、報告したり、この画面が出てきまして、最初はマルタという国からの日本の青年が画面に出てきて、マルタの概況やら、それから何で自分が外国に来たかとか、そして来たら、どのような感動をしたかとか、そういう報告みたいなことを見せていただきました。この人は、トップダンサーという話でしたけれども、この人は報酬をもらっていると。そういう話でした。それと次に、本格的な英語の授業に入るわけですが、アメリカのカリフォルニアから、向こうの学生3名が画面上に出てきまして、この伊江中の3年生にいろいろ質問をしてくるわけです。そして、名簿は向こうに渡されているんでしょうね。何々君と指名しまして、呼ばれた生徒は、このモニターの前に出て、向こうが英語で質問するんですね。そうしたら、この生徒は英語で答えると、そういう仕組みになっていますけれども、言葉に詰まったら隣にいる先生がサポートして、英語で答弁させると。もう本当に、世界を相手に英語の授業をしているみたいな感じでした。それと、びっくりしたのは、こっちは午前10時ですけども、マルタは夜中の1時、2時という話で、これはどのような取引があったのか。本当に不思議な、びっくりする時代だなと。いろいろ聞きたかったのですが、この授業を1時間、私も、生徒側の後部座席に座らせてもらって、一緒に授業に参観しましたけれども、もう本当に、私たちは英語が全然分かりませんので、ちんぷんかんぷんだったのですが、生徒たちは片言の英語を使って答弁していました。そして、この授業が終わった後に、教頭先生と対談する時間があって、いろいろ尋ねたわけです。一番、議員の中から、この伊江中の生徒はどのように変わったかという質問に対して、英検取得が多くなったと。それと外国人にも物おじしない、英語好きが多くなった、海外に興味を持つようになった、そのように、とてもこのオンライン授業のおかげで、生徒の英語の成績も向上しているのが分かったし、それから海外のことにも興味を持つようになったということが、教頭先生の報告から分かるようになりました。

私は初めてなもので、だからこれを是非、教育部も、教育委員会も、向こうに行って視察するなり、あるいは何らかのオンラインで意見交換、あるいは情報交換をしながら、是非参考にさせていただいて、英語の向上に役立てていただければと思います。もう一度ご所見を伺います。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。今ご説明いただいた内容、すごくとてもいい取組だと感じております。町内の学校のほうに、こういう交流があるかと確認をしたところ、今のところ、交流している事例はない、実際授業で、現在はやっているところはないという回答でした。ただ先生方からは、こういう機会があれば、是非検討してみたいとありましたので、今後、教育委員会も一緒に情報共有、研究等をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 前向きに検討なさるといふことですので、是非、調査研究していただきたい。これは要望して終わります。

大きな2点目に行きます。信号機の改善と右折レーンの設置について、再度質問いたします。(1)は、警察署に問合せしたところ、これは設置する考えはないということだったのですが、ここは現状報告をいたしますけれども、J A津嘉山支店のほうから、照屋方面に向かう県道128号線ですけれども、津嘉山のど真ん中に位置しているところに信号機があって、この十字路から右折すると、まず津嘉山児童館がある。そして津嘉山資料館がある。津嘉山幼稚園がある。津嘉山小学校があるということです。右折して100メートルないぐらいのところに、公共施設が固まっているわけです。それで、圧倒的に右折が多くて、赤信号の信号待ちのときに、一番先頭に止まっている車両が右折車の場合、直進したくてもできないと。最初の右折車両が、後続車を全部通行止めみたいになっているわけです。それで、特に雨降りなんかは、親が、小学校の児童を車に乗せて、学校に送るものですから、爆発的に渋滞の車が、100メートル、多いところは数珠つなぎになっている、渋滞する場合があります。普段も、先頭の右折車両が止まっていれば直進できませんので、また、五、六台以上並ぶわけです。立ち止まって。だから、一、二台しか進めない場合があります。そういうことで、右折がしやすいような仕組みとか、改善できないかということで取り上げておりますけれども、信号機は、那覇市なんかは、たしか与儀十字路だったと思いますけれども、対面の道路から来る車をストップしたまま、

こちらはまず開南方面から直進とか右折とか、この信号が先について、通行させて何秒か後にまた普通どおりの対面も、ここも青信号になって進めるとかできる信号機の方法があるのですが、そこのところはどうでしょうか。お聞きになったことはありますか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。まず今回のご質問が、矢印の進行ということだったものですから、その確認ということで与那原署に確認したところ、この矢印をつける場合には、右折帯が条件ということがありまして、今回は右折帯がないと設置は難しいというご回答でした。それと、時差の信号機に関しましても、基本、警察署からのご説明では、十字路に関しての、時差の信号設置はちょっと厳しいという回答もございましたので、ただ、今、議員がおっしゃっていた、実際ついているところがあるということであれば、また再度確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 先ほど私が申し上げた事例を調査してもらって、そういう場所がありますと。今、開南も拡幅工事をやっています。だからこの十字路の手前は、とても狭隘で、多分、右折帯もなかったのではないかと思うのですが、何秒かは右折も直進もできる信号を標示して、右折帯をスムーズに進めると。そういう十字路の信号機の仕組みだったのではないかと思いますけれども。もし、可能なら、右折帯がなくても、こういう方法で、ただ信号機に右折をつけて、何秒か点灯させてもらったら、対面の交通がストップして、ここだけ進めるという方法もできるのではないかと思います。これも調査していただいてまた再度、与那原署に要請してもらえれば、ありがたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(2) 南部土木事務所への要請です。以前にもお願いしたことがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。直近では、そういった要請については、今承知しておりません。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 では新規で、最初かもしれませんが、是非要請に行っていたいただきたいと要望します。この(2)も終わります。

大きい項目3に行きます。今月の5日、津嘉山老人会が津嘉山小学校の運動場で、150人以上かな、大勢の

老人会に参加していただいて、グラウンドゴルフ大会を、開催したのですが、見渡したら、あらかじめ支柱の場所に赤いカラーコーンを立てて、安全対策を取られていました。さすがだなと思いましたが、それから少年野球クラブの保護者のお父さんに話を聞きましたら、練習中につまづいて転んだりするという話と、それから、サッカークラブの子供たちも、つまづいたりする場合があるというお話を伺いました。そういうことで、この安全対策を取られていますけれども、年内にやるのかどうか、それを伺いたいと思います。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。現在、安全対策として盛土等で対応しようと検討している最中でございます。経費等もありますので、今後これも検討して対応していきたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 是非とも早めに安全対策をしていただいて、子供たちがけがしないように取り計らっていただきたいと要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 玉城 勇君 お疲れさまでした。質問席の入替えを行いたいと思います。

休憩します。

休憩（午後1時33分）

再開（午後1時34分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 大城 勝議員。

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 7番議員、大城 勝です。通告書に従い、2つの大きな一般質問いたします。1つ目、木々の伐採について。(1)山川交差点東側擁壁上層部一帯に生えている木々が繁茂し、隣地との境界フェンスを越え小枝がはみ出している。大木化する木々を伐採し手入れできないか。

2つ目、本町の土地区画整理事業について問う。(1)現在準備中の照屋地区土地区画整理事業と、進行中の津嘉山北土地区画整理事業の違いを問う。(2)照屋地区土地区画整理事業について。①当該事業の概要を問う。②当該事業の進捗状況を問う。③当該事業は地権者を主とする組合方式だと理解する。町行政からのサポートがあつて初めて、よりよい事業の成果があると思う。行政は、照屋地区の事業をいかにサポートでき

るか。以上を質問します。よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の木々の伐採についての(1)についてお答えします。草木の繁茂している敷地は、国有地となりますので、管理者である沖縄県南部土木事務所に対応を求めてまいります。

質問事項2点目の本町の土地区画整理事業についての(1)についてお答えします。事業主体がまず異なります。津嘉山北地区土地区画整理事業は、公共団体施行、いわゆる町施行で進めており、(仮称)照屋地区土地区画整理事業の予定は、地権者で組合を設立し事業を展開する組合施行の業務代行方式を予定しております。

(2)についてお答えします。まず①について。現時点での事業概要として面積約10ヘクタール、関係地権者約100人の組合施行で、民間事業者を活用した業務代行方式を予定しています。

②現在、発起人会が主体となり、事業化検討パートナーと町と3者で準備組合設立に向けて協議・調整を行っております。

③発起人会により、土地区画整理法に基づき、町に対し技術的支援申請がされていますので、組合方式であっても、行政として引き続きサポートを行い、新規産業ゾーンの実現に向けて取り組んでまいります。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ご答弁どうもありがとうございました。それでは再質問をいたします。問い1つ目の木々の伐採について。山川交差点東側擁壁上層部一帯に生えている木々が繁茂し、隣地との境界フェンスを越え、小枝がはみ出している。大木化する木々を伐採し手入れできないかと質問しました。答弁は、管理者の南部土木事務所に対応を求めていくとのことでした。ありがとうございます。ところで、当該場所の大木化した木々の枯れ葉は、擁壁高さ5メートル下の排水路に流れ落ちて、その排水口の詰まりの原因となってしまう。雨の日が多いと、木々の枯れ葉で詰まり、歩道まで排水が流れ出るようになります。大木化する前に、木々を早めに伐採していただきたいと思います。大木化した木々は、隣地との境界フェンスを越え、小枝がはみ出しているだけでなく、木々の枯れ葉は排水口を詰まらせてしまうこともつけ加えておきたいと思っております。そういう意味から再度答弁をいただきたい。よろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 今、勝議員が

おっしゃっていた懸念される事項、草木が側溝に落ちて詰まりの原因になっていると。それがまた歩道にあふれて、歩道の歩行者に支障を来していると。木々だけではなくて、いろいろな要因が起り得るということが分かりましたので、それを踏まえて南部土木のほうに要請してまいりたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもよろしくお願ひします。それでは問い2つ目の本町の土地区画整理事業について再質問します。(1)現在、準備中の照屋地区土地区画整理事業と、進行中の津嘉山北土地区画整理事業の違いを問いました。答弁は、この2つの事業は、事業主体が違い、津嘉山北区は、町、まちの施行で進められ、これから始まる照屋地区は、組合施工であるとの内容の答弁と理解します。事業を進めるにおいて、両者にはどのような特徴があるのか。できれば例を出して、その違いをもう少し詳しくお話しできませんか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今、議員がおっしゃっているのは公共施行であります町施行、それと組合施行との違いということですが、主なものとして、まず公共施行については幹線道路や都市公園、施設等の整備が主体となる事業であります。事業費が膨大になることから、事業期間が長期的になる傾向が見受けられます。それから組合施行、今回は照屋地区で行われる組合施行については、地権者が主体となる事業目的が、宅地整備となりますので、ある程度柔軟な対応が可能になると考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 今の説明から、本町行政が推し進める照屋地区の事業方式が見えてくるわけですが、照屋地区土地区画整理事業は、先ほどの答弁にもありましたように、地権者で組合を設立し、事業を展開する組合施行の業務代行にする事業であると言えます。分かりました。

次に行きます。(2)照屋地区土地区画整理事業について。①当該事業の概要を問いました。答弁いただきました。ありがとうございます。それでは再質問します。事業候補地の現況を教えてください。農地なのか、宅地なのか、その辺、現況を教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。地区面積の中には一部農地も含まれております。

[大城 勝議員より「休憩願ひます」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後1時44分)

再開 (午後1時45分)

○議長 玉城 勇君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それでは、地権者の構成住民、大体100人ぐらいと地権者100人ぐらいと聞いておりますが、その地権者の構成は照屋地区が多いのか。他地域からの皆さんもおられるのか。その辺はどうですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。まず、地元照屋地区の地権者が一番多くて、山川の地権者、それから津嘉山の地権者となっております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 照屋地区は、80名、90名ぐらいいくわけですか。そういうぐらいの割合ですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 おおむねそんな状況です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 大体の地権者の割合は分かりました。この事業の面積ですが、面積規模は10ヘクタール、約3万坪でしょうか、坪数で言うと多分それぐらいだと思うのですが、この事業の面積は10ヘクタールですが、照屋全域の何割ぐらいになるのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。ただいまの質問については把握しておりません。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 地籍のこういうことは後で調べて教えてください。何%ぐらいなのか。現在、照屋区が把握している区の住民として、区民登録をし、字費をお支払いしている世帯が200世帯ほどあります。照屋区の字費支払い世帯の半分ほどの世帯が、この事業に関わると言えます。それに、事業の行われる一帯は、南インターチェンジエリアや、507号バイパスの道路網に接しています。そういうことからして、この事業は、照屋区の地域づくりの観点からも、実に重要な要素を含んでいるのではないかと私は思います。このような状況にある照屋地区の土地区画整理事業を、町行政はどのように推し進めていくのかということです。まずは照屋地区の事業の概要はどうかと問いました。

②当該事業の進捗状況を問いました。答弁は、現在発起人会が主体になり、事業化検討パートナーと町との3者で、準備組合設立に向けて協議・調整をしているということでした。そこで再質問ですけれども、この3者の中にある事業化検討パートナーについて、もう

少し詳しく教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。まず、事業化検討パートナーというのは、今後、区画整理事業を展開する中で、まず事業を進めるに当たっては、事業計画とか、あとは予算執行、組合長との調整をし、最終的には協議・調整をするということで、代行する業務が主な、組合が行うものを代行するのが、このパートナーの役割ということになります。もちろん町としてもその中に関わってくるという認識です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 大体内容は分かりました。パートナーというのは、会社単独でなさるのですか。それとも、幾つかの混合体になっているのですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 今回の照屋地区に関しましては、3社JVということになります。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 この事業が始まったのは、話が出たのは二、三年前ですから、コロナ禍の中でこの事業の進展に影響はなかったのかどうか。その辺を教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。コロナ禍の中で、事業を展開していくことになりましたけれども、感染予防対策を徹底しまして、時期を確認、地権者と、それから発起人会、企業とも調整しながら展開していった、順調に今、多少の遅れはありますけれども、その中では順調にしていると思っております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 情報交換や地権者の事業への認識を高める勉強会などは、あると聞いているのですが、その辺どうなっていますか。教えてください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 やはり重要なことですので、まず今、発起人会、それから地権者、それから企業と役場も一緒になって、この説明会、それから勉強会、意見交換会の開催を常時して、年に3回程度ぐらいは開催しております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 年に二、三回というと、今まで何回ぐらいですか。3か年で6回、7回ぐらいですか。勉強会は、それでいいですか。6回、7回ぐらいの勉強会を終えたということ。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 おおむね、今、議員がおっしゃっていたとおり、年に3回程度です。でおおむね9回、ないしは、10回程度はもう開催されているということです。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 事業達成までの間、地権者と町行政との関係はどのような形で進めるのかというのが、次の③の質問です。③当該事業は、地権者を主とする組合方式だと理解しました。町行政からのサポートがあつて初めて、よりよい事業の成果があると思います。行政は、照屋地区の事業をいかにサポートできるかと問いました。答弁ありがとうございました。町行政は、地権者を対象に過去数回の、先ほど9回ほどとおっしゃっていました。勉強会を開いています。地権者がすんなりと事業参加できるようにとの思いであると考えます。勉強会の内容などについて、大体あらましは分かりましたが、もうちょっとつけ加えて、お話しできますか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。勉強会の内容といたしましては、まず地権者の合意形成に向けて、この区画整理事業の内容の説明を把握してもらうとか、あとは区画整理することによって土地がどのような形になるのかとか、評価がどうなるのかとか、将来的にこちらはこういった町を求めているのかとか、町の新規産業ゾーンとしての位置づけも説明しながら、十分説明を尽くしている、十分と言えませんが、今後も引き続き、町の方針、示している目標に向かって取り組んでいるところでございます。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございます。区画整理事業の内容を深める勉強会を行うことは、地権者自身の事業に対する理解度をより深めることにつながると思います。勉強会への参加者を増やす工夫をしていただきたいと思います。1回の勉強会につき何名ぐらいの参加者ですか。ちょっと少ないような感じがすると思うのですが、その辺どうですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今、実際している正式な数字は示すことができませんが、私が参加した中で、おおむね20名から30名が参加されていると認識しております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 地権者は100名おられるわけですから、20名というのは何%になるのかな。100名の20%

ぐらいですよ。あとの80%はどうかというところですが、サポートの一例として、町行政は、地権者にまちづくりニュースを発信していますね。このことについてお話しください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 まちづくりニュースを発刊してまして、これは地権者の皆さんにも、こういった発刊をしまして、区画整理がどのように進んでいくのかとか、状況を確認してもらう一つの手と、あとは先ほどおっしゃったような、参加者が増えるように、どのようなまちを目指しているかということも、情報を発信する狙いがあります。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私も実際に見せてもらいましたが、A4の紙で、私が読んでみて理解しやすい事業内容の紹介だと私は評価します。土地区画整理事業の地権者でなく、全町民にホームページなどでの広報も可能ですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。その内容が、町民に対してふさわしいものかどうかを今後検討して、情報が発信できるかどうかは検討していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私の理解するところでは、全町民で共有すべきような内容だと思います。是非実行してください。地権者の総意を反映できるような区画整理事業となるよう願うところではありますが、この事業は、地権者独自の生活環境の質の変化を来すだけの事業にとどまらないと私は考えます。これからの本町、南風原町のまちづくりの観点からも、他の自治区にも、その効果、影響を及ぼす事業であると考えます。そこで、他の自治区にも影響を及ぼす事業という私の考えに関して、行政の見解をお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。本町においても、初めての業務代行方式の組合施行となりますので、この事業が実現化されることによって、他の地域においても、事業の導入が取り組みやすくなるよう、本町が目指すまちづくりが加速、促進されるよう、私たちも、これからまた支援をしていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。照屋地区の土地区画整理事業はこれからですが、どのように進展していくのか。南インターチェンジ周辺の

開発と相まって、注視していきたいと思います。本町のまちづくりの一環として推し進められる照屋地区土地区画整理事業が、良好に推移していくよう望みます。ひいては、これからも行われるであろう土地整理事業のモデルケースとしての位置づけで、町行政には取り組んでいただきたい。いま一度この事業へ取り込む姿勢を伺いたい。よろしく申し上げます。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。重複するかもしれませんが、本町といたしましては、新規産業ゾーンとして位置づけもされていますので、この事業が計画どおり進められることを、引き続き、行政として支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。最後に、この事業に対しての町長のお言葉をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 大城 勝議員のご質問にお答えいたします。照屋地区の土地区画整理事業に関しては、担当から答弁がありましたように、地域の皆さんの、地域の地権者の方々のご理解をいただきながら、行政も支援をしていくと。そういうことで、事業を推進しているわけですが、やはり何と申しまして、南風原町は狭い町土でございますので、そこに幹線道路が走っているわけでございます。幹線道路沿いの土地利用というのは、やはり見直すと思しますか、土地利用を高度利用するために転換を図っていく必要があるのではないかと考えておりますので、ちょっと時間はかかっていますが、津嘉山土地区画整理事業の結果が見えてきていますから、あれを参照しながら、やはり地権者の方々も土地利用の転換に理解をしていただくものと考えております。そういう意味では、ちょうど今、照屋地区の事業の推進の最中ですが、その辺は十分に町民の皆さんのご理解もいただけるものと思っておりますし、また、南インターチェンジ周辺の津嘉山地区も残っておりますけれども、向こうに移る前に、是非とも、この照屋地区を、しっかりと事業を進めて成功させてまいりたいと考えておりますので、どうぞ議員各位のご理解もお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長 玉城 勇君 10分ほど休憩します。

休憩（午後2時02分）

再開（午後2時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。5番 金城憲治議員。

〔金城憲治議員 登壇〕

○5番 金城憲治君 皆様、お疲れさまです。本日、最後の一般質問になります。眠気もあると思いますけれども、最後まで明るく元気よくおつき合いしていただきたいと思います。5番議員、金城憲治です。どうぞよろしくをお願いします。それでは通告書のとおり読み上げていきたいと思ひます。大問1、本町の鳥獣被害対策について。(1)近年、本町においても、カラスを見かけるようになったが、本町としての認識を伺ひます。(2)本町においてカラス被害があるか伺ひます。(3)実態調査を行えないか伺ひます。

大問2、本町の小中学校トイレ洋式化について。(1)翔南小学校、南星中学校のトイレ洋式化の進捗状況を伺ひます。以上、よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の本町の鳥獣被害対策について。(1)についてお答えします。ご質問のとおり、本町においてもカラスが住み着いていると認識をしております。

(2)についてお答えします。カラスによるごみの被害相談件数は、過去に年一、二件ありましたが、今年度はまだありません。内容は、燃やすごみの日に生ごみを狙って集まってくるとの相談がありました。また、農作物への被害について、令和2年度に1件報告されております。

(3)についてお答えします。カラスの被害については、近隣市町村でも同様な課題であると考えられますので、実態調査も含め、近隣市町村の状況も確認しつつ、早期に対応策を検討してまいります。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項2点目の(1)についてお答えいたします。小・中学校トイレ洋式化事業の今後の予定でございますが、今月12月の入札、1月に工事着工、3月完了の予定となっております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ご答弁ありがとうございます。やはり近年、本町でもカラスがすごく増えつつあるというのを認識されているということですが、ここ六、

七年ぐらい前からか、ちょっと目立つようになってきたのかなと私自身も考えています。今回、今後このカラスが増え続けた場合、本町にとってどのような被害を及ぼすか想定していただけますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。まずカラスの被害ですが、よく近隣で、本土でも報道されているように、ごみを荒らす、衛生的なごみ環境のものごみ、カラスの被害があると考えられます。以上です。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 今おっしゃっていただいたようによくごみが荒らされるというようなことになります。実は私も最近、ごみの集積場でカラスがごみをあさっているのを確認いたしました。やはりそういったのがあると、今後、餌を目的に増えてくるのかなと思ひています。今回は、まだそんなに被害はないかということもあるかと思ひますけれども、今後、急激に増やしていかないための予防策というか、予防の観点から、今回こういった質問をさせていただきました。今後、ごみの対策、ごみが荒らされるという被害が想定されるということですので、今後の対策とか、そういった駆除、そういったものの計画というのはいかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん まず、ごみの環境問題からです。生ごみを狙って、燃やすごみの日に、カラスがごみあさるといふのがありますので、まず町民の方にごみを出す一工夫というか、そういったものを改めて周知する方法、必要性があるかなと思ひます。以上です。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 今、本当に課長がおっしゃったように、こういった問題は、本町の部分だけでなく、町民全体で共有する部分だと思ひます。ごみの出し方、そういったもの一人一人が意識することによって、大分急激な増加、そういったことが抑えられるのではないかと考えています。私も、いろいろとカラスのことについて調べたら、カラスは、今おっしゃっているように、生ごみの散乱とか、そういったもの以外にも、やはり繁殖期における人的な被害、巣の近くを通ったりとか、そういった時期には小さいお子さんを襲ったりとか、足で蹴ったりとか、そういった人的な被害もあると言われております。また、電柱などに止まったカラスによるふんの公害、そういったものも起こると言われております。やはり一番近いのは鳴き声がうる

さい、そういったことも想定されるのではないかと考えられます。そういったもろもろを考えていただいて、今後の予防というか、対策、そういったものをしていただけたらと思います。

それでは(2)ですけれども、本町においてカラスの被害があるかというところで、過去1件か2件ありましたということでした。燃やすごみの日に生ごみをあさっていると。また農作物の被害もあると言われていいます。この燃やすごみの日に荒らされるという苦情ですけれども、これは、例えば個人の家のことなのか、例えばマンションとかアパートみたいな集積所でのそういった被害なのか。また、農作物についての被害ではどのようなものなのか、もしよろしければ、教えていただきたいと思ひます。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。まず、ごみの関連から申し上げます。答弁にありましており、過去に1件から2件ということの答弁です。調べましたら、記録によると令和2年度が1件、令和元年度もそれぞれ1件ということになっています。中身を確認しましたところ、この記録には一戸建なのか、集合マンションなのか記載がないのですが、やはり袋を破って生ごみを荒らすという苦情となっております。またその旨の内容として、対応策として、よくあるネットをかぶせたり、蓋のあるポリバケツの容器に入れたりとか、そういったものの対応方法を説明しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 それでは農作物への被害についてお答えいたします。この被害については、トウモロコシへの被害となっております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 それでは、カラス以外の鳥獣被害といいますか、そういった報告はありますか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん こちらのほうではまだ記録がありません。以上です。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 先ほど、農作物等のトウモロコシとか、やはりごみというものもあると思ひます。私が一応この間見たのは、やはり個人のものよりは集積所、よくアパートとか、マンション、そういったいっぱい捨てられるような集積所でのカラスの被害というのがあるのかなと思ひています。確かに、苦情としては、なかなか件数自体は上がってきてはいないと思ひるので

すが、潜在的にこういった被害はすごくあるのではないかと私としては思ひています。こういったごみをカラスが荒らすことによって、回収であるとか、そういったことができなくなったりとか、そういったこともあると思ひますので、そこら辺を踏まえて、集合住宅とか、そういった方々にはやはりごみの出し方、そういった部分についての何かしら周知なり、そういったものが必要になってくるのではないかと思ひています。あと、この部分に関してですけれども、例えばこのアパートの集積所とか、そういったところに関しては、よくネットとか、そういったものを一応張られているかと思ひますが、よくカラスのことを調べるとそんなに詳しくないのですが、通常のネットだと、つついたりとかしてネットをめくったり、それで餌を出すというようなこともできるそうです、カラスは。すごく利口だなと思ひています。やはり一番軽減するためには、ネットがもっと細かい、ネットの網目がすごく細かいとか、あとはめくられないように、ブロックとかそういったので塞いでいく、そういったことも必要ではないかなと言われていいます。

(3)で、このカラスについての実態調査ということで、すごく丁寧に答弁していただいているので、私もなかなか再質問ができないと思ひているのですが、カラスは本町だけの問題でもなくて、おっしゃるように近隣市町村、そういったものも全部含まれていると思ひますので、こういった部分を一緒にやっていたらと思ひています。あと、先ほど言いましたように、ネットとか、そういったものについては、例えば本町から、貸出しするとか、そのネットを購入するための助成金など、そういったものは検討できないか、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。実態調査の今後の進め方だとか、具体的にどのような方法がいいとか、いろいろ今後の検討課題として、先ほどのこのネットの購入だとか、そういった助成金も含めて、今後、近隣市町村の情報も収集しながら、今後の課題として調査研究していきたいと思ひています。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 是非、調査検討していただひいて、何かできることがあれば、是非やっていたきたいと思ひています。私は最近、環境庁のホームページを見てみると、都会のカラス、その被害と私たちにできることというようなパンフレットがございました。そういった中を見ると、このカラスの特徴とか、あとはごみの出し方とか、カラスはすごく視覚で餌を発見し

ますということだったので、例えば生ごみとかそういったものを、色つきの袋に入れて隠すとか、そういったやり方とか、そういったのが環境庁のこのパンフレット載っていました。そういったものをまた本町のホームページとか、そういったものに活用できないかとか、あとはいろいろなごみの分別の表があったりしますけれども、そちらにこのカラス対策として、ごみの出し方に注意喚起というか、そういったものを掲載したりとか、そういったことを要望したいのですが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。憲治議員がおっしゃるように、カラスの習性を踏まえて、対策方法を防鳥ネットのほか、容器の利用、あと生ごみが見えないように、透明の袋に入れないで黒っぽい袋に入れるとか少しく見えないような工夫をする方法を周知するのと、あとは、そういったものも含めて、ポスターへの掲示も含めて、紙面の割合等もありますので、今後それも含めて検討していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 ありがとうございます。是非町民の皆さんに、カラスとはこういうことですよとか、そういった被害も想定されますので、皆さんで協力して、カラスが増えないような予防策というか、予防の観点から、そういった取組をしていただきたいなど。それともう一つ、例えばカラスはすごく鷹の鳴き声に反応するらしくて、これを聞くと近寄らなくなったりとか、本土のほうでは鷹を放して、このカラスを追い払うというようなことがあったりすると思うのですが、そういったこの鷹の鳴き声を利用した、例えば防災無線で1日1回流すとか、そういったことも検討したりできるのか、ちょっと伺いたいんですけども。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん 現在、議員のご提案の件も、今後含めて検討していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 5番 金城憲治議員。

○5番 金城憲治君 是非検討していただきたいなど思っています。本当に皆さんで協力して、何とかカラスの被害を最小限に食い止める、増やしていかない、そういった努力に今後取り組んでいけたらなど思っています。

それでは大問2の本町の小・中学校トイレの洋式化について、答弁のほうできちんと、来年3月までには工事も完了しますということでした。私もせっかく本

町のほうで、各学校の教育環境の格差ということがなくなる機会になっていますので、来年4月から、本当にこの環境も是正されて、子供たちが少しでも良い環境でお勉強できる環境ができたらなということを要望して、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会（午後2時30分）